

# 仕事と育児の両立を進めよう！

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じています。

常勤職員



## 同居する小学校就学前の子を養育する職員を対象とした制度

### 育児時間



所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日の勤務時間数が5時間45分以上6時間以下となるまでの範囲で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位として取得できます。

※育児短時間勤務と同時に取得することはできません

期間：同居する子の小学校就学までの期間

### 超過勤務及び休日勤務の免除又は制限



超過勤務及び休日勤務の免除又は制限することを請求できます。  
※事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります

期間：1回の請求につき1か月以上1年以内の期間

### 深夜業の免除



午後10時から午前5時までの深夜業を制限することを請求できます。  
※事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります

期間：1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間

### 育児短時間勤務



職員ごとに次ページ以降に掲げる勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができます。

※裁量労働制が適用される職員は対象外となります

※育児時間と同時に取得することはできません

期間：1回の申出につき1か月以上1年以内の期間

申出期限：開始の日の1か月前まで

## 育児短時間勤務の種類

### ① 所定勤務時間が1週間につき38時間45分，1日につき7時間45分の職員

勤務日・時間

休日

月～金に3時間55分ずつ勤務  
(週19時間35分)

土・日

月～金に4時間55分ずつ勤務  
(週24時間35分)

土・日

月～金のうち3日に7時間45分ずつ勤務  
(週23時間15分)

土・日及び月～金のうち勤務日以外の  
日

月～金のうち2日に7時間45分ずつ，1日に3時間55分勤務  
(週19時間25分)

土・日及び月～金のうち勤務日以外の

「休日」は，上記に掲げる日のほか，勤務時間等規程第4条第1項第3号から第5号までに掲げる日とする。

② 1か月単位又は4週間単位の変形勤務時間制が適用される職員

勤務日・時間

休日

1週間当たり5回，1回3時間55分勤務  
(1週間当たり19時間35分) ※1

4週間ごとに8日以上とし，個人ごとに割り振る

1週間当たり5回，1回4時間55分勤務  
(1週間当たり24時間35分) ※1

4週間ごとに8日以上とし，個人ごとに割り振る

1週間当たり3回，1回7時間45分勤務  
(1週間当たり23時間15分)

個人ごとに割り振る

1週間当たり3回，7時間45分勤務を2回，3時間55分勤務を1回  
(1週当たり19時間25分) ※1

個人ごとに割り振る

1週間当たり2回，15時間30分勤務を1回，7時間45分勤務を1回  
(1週当たり23時間15分) ※2

個人ごとに割り振る

※1 原則として看護職員には適用しない  
※2 看護職員にのみ適用する

### ③ 1年単位の変形勤務時間制が適用される職員

#### 勤務日・時間

1週間当たり19時間25分，19時間35分，23時間15分又は24時間35分かつ毎4週間につき1週間当たり42時間以下の勤務

#### 休日

1週間当たり1日以上割合かつ毎4週間につき4日以上

1か月を超え1年以内の一定期間につき，ここに掲げるとおりとする。

### ④ フレックスタイム制が適用される職員

#### 勤務日・時間

4週間ごとの期間につき1週間当たり19時間25分，19時間35分，23時間15分又は24時間35分の勤務（1日につき午前7時～午後10時の間に2時間以上勤務）

#### 休日

土・日又は土・日及び月～金のうち2日

「休日」は，上記に掲げる日のほか，勤務時間等規程第7条第1項第3号から第5号までに掲げる日とする。

## 同居する小学校就学後の子を養育する職員も対象とした制度

### 早出遅出勤務制度



内 容：1日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる。  
対 象：同居する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員・同居する小学校に就学している

期 間：原則として1か月以上の期間  
申出期限：開始の日の1か月前まで  
子を養育しており、いわゆる放課後児童クラブ等に当該子の送迎に行く職員

### 子の看護等休暇



内 容：小学校第3学年修了前の子を養育する場合、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、

子の世話等のために、休暇が取得できます（時間単位の休暇も可）。  
対 象：小学校第3学年修了前の子を養育する職員

事 由：

- ・ 負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話
- ・ 疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせるための当該子の世話
- ・ 感染症の予防のための学校の休業又は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれのある児童生徒等に対する出席停止に伴う当該子の世話
- ・ 保育所等その他の施設又は事業における前項に準ずる事由に伴う当該子の世話
- ・ 当該子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加

## 短時間勤務中には、給付の支給があります

### 育児時短就業給付

【令和7年4月】



### 制度の内容

2歳未満の子を養育するために時短勤務を実施し、受給資格を満たしていれば、原則として時短勤務中に支払われた賃金額の**10%**の育児時短就業給付を受けることができます。

# 仕事と育児の両立に関する意向調査

復帰後の勤務時間や両立支援制度の利用希望など、より具体的なお事情や希望を伺うための調査です。仕事と育児の両立の支障となるような個別の事情の改善に資することがあれば、以下によりお知らせください。



オンライン回答はこちらから

- 以下の勤務条件や両立支援制度等について、希望の条件や利用期間があれば記載してください。

## <勤務条件>

勤務時間帯（始業及び終業の時刻）

勤務地（就業の場所）

## <両立支援制度等の利用期間>

育児休業

短時間勤務制度

育児時間

超過勤務及び休日勤務の免除又は制限

早出遅出勤務

子の看護等休暇

その他

【その他、仕事と育児の両立に資する就業の条件について、希望すること（その理由）】

- 障害のある子や医療的ケアを必要とする子を養育している場合や、ひとり親である等の場合であって、仕事と育児の両立に

資する就業の条件について希望することがあれば、こちらに記載してください。

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所属：  
氏名：

## 支援制度早わかり一覧表

制度分類	制度	主な内容	対象期間/日数	申出期限
両立支援	育児時間	勤務時間の短縮	小学校就学まで	1か月前
	時間外・休日労働の制限	残業の制限・免除	1か月～1年	1か月前
	深夜業の免除	午後10時～午前5時の勤務を制限	1か月～半年	1か月前
	子の看護等休暇	子の世話のための休暇	年5日(10日)	-
	育児短時間勤務	勤務形態に応じた勤務時間の指定	小学校就学まで	原則1か月前